

令和8年度職員給与等実態調査の結果概要

令和8年10月
青森県人事委員会

目 次

1	令和8年度職員給与等実態調査の概要	P1
2	部局別・給料表別職員数	P2
3	男女別職員数及び構成比	P3
4	学歴別職員数及び構成比	P4
5	行政職給料表の級別人員及び構成比	P5
6	平均給与月額及び平均年齢	P6
7	国家公務員及び他の地方公共団体との比較	P7

1 令和8年度職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和8年4月1日現在で調査したもの

(2) 調査対象職員

- ・「職員の給与に関する条例」の給料表の適用を受ける職員
(同条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除く。)
- ・「任期付研究員の採用等に関する条例」の給料表の適用を受ける職員(※該当者なし)
- ・「任期付職員の採用等に関する条例」の給料表の適用を受ける職員(※該当者なし)

(3) 調査事項

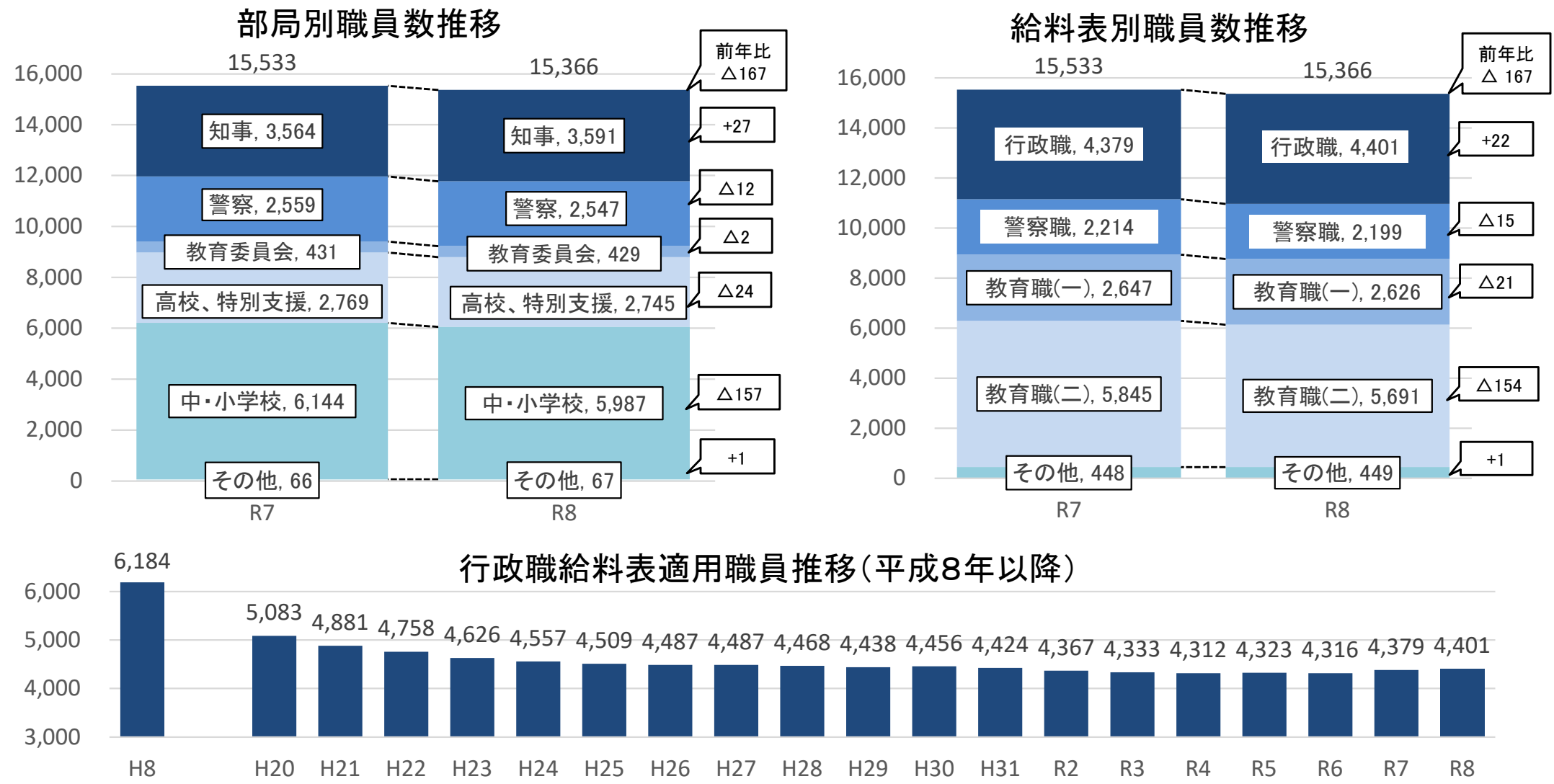
所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与(給料及び諸手当)

(4) 調査の方法

調査対象職員について、各任命権者において作成した給与データ等を基に集計

2 部局別・給料表別職員数

全給料表の適用人員は15,366人で、令和7年に比べて167人減少。また、一般行政事務を行っている職員に適用される行政職給料表の適用人員は4,401人となっており、令和7年に比べて22人増加（令和5年以降、増加傾向）。

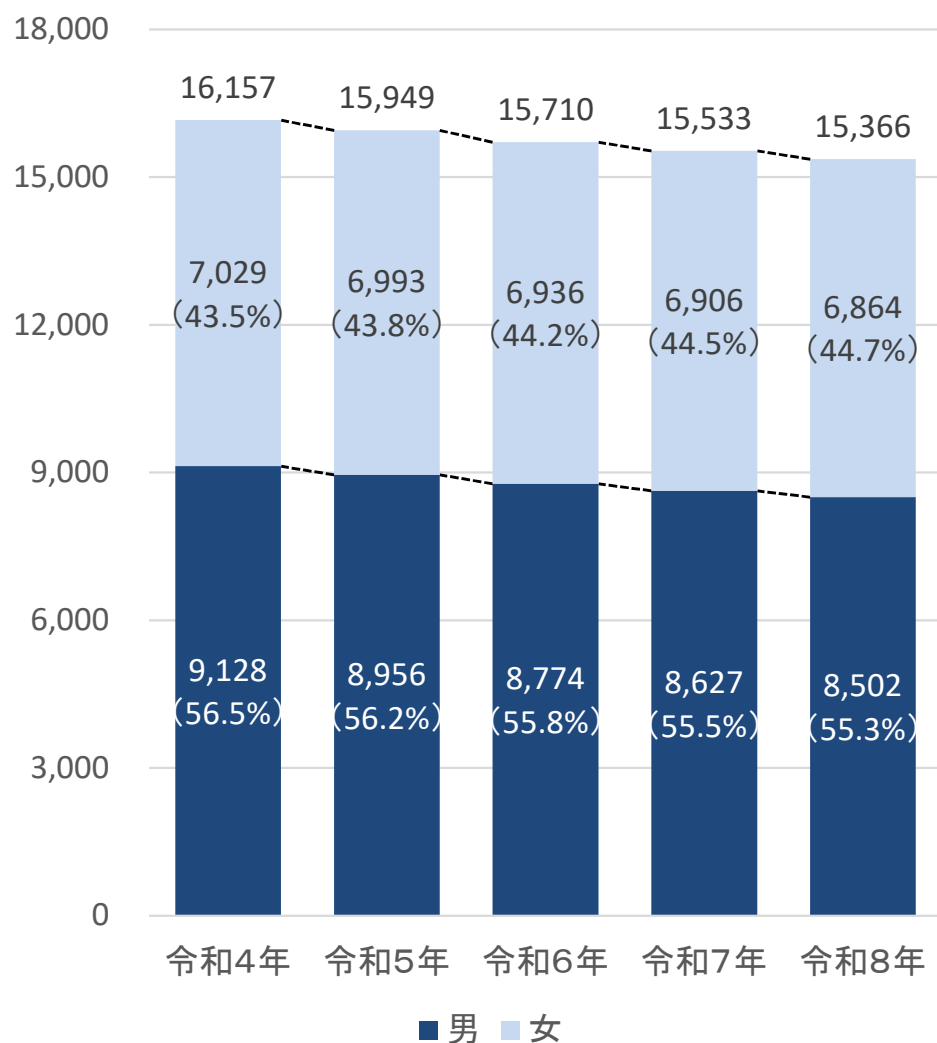


(注) 1 再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)は含まない(以下同じ)。
2 給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下同じ)。

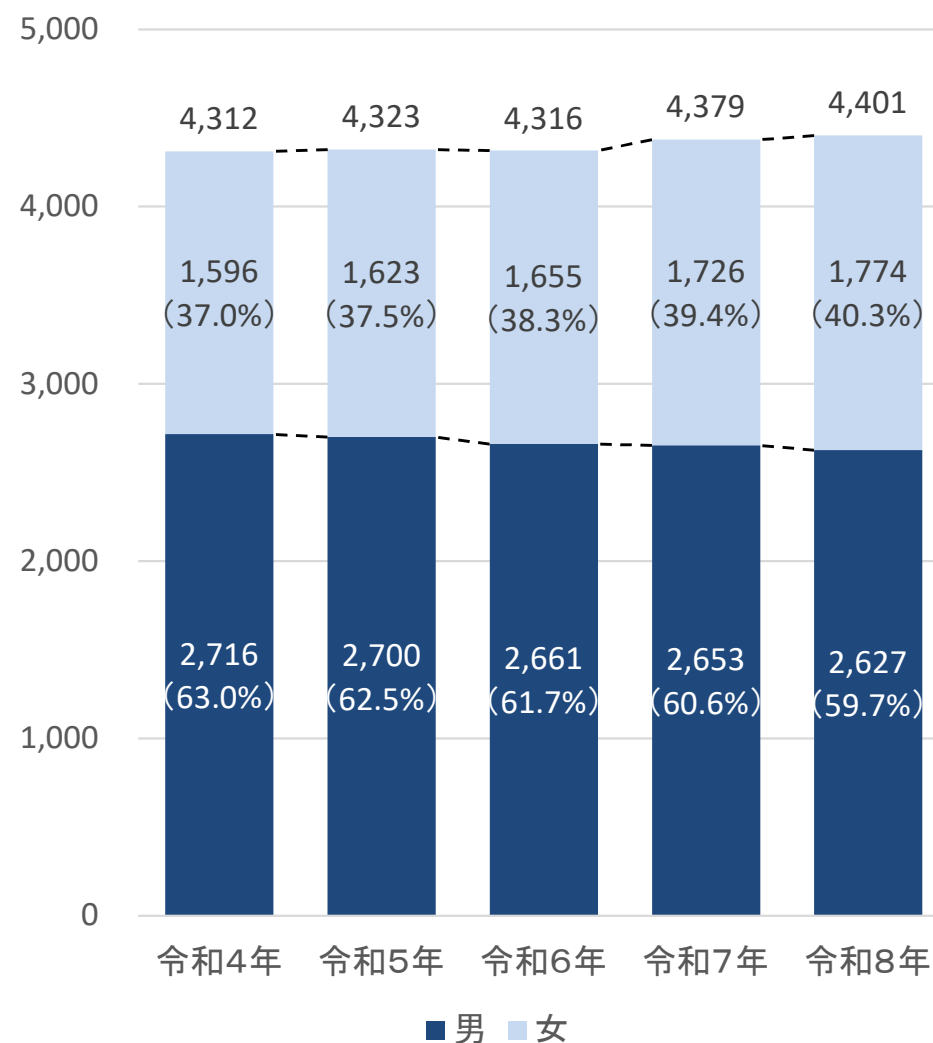
3 男女別職員数及び構成比

全職員の男女別の人員構成比は、男性が55.3%、女性が44.7%、行政職給料表が適用される職員の男女別の人員構成比は、男性が59.7%、女性が40.3%となっており、女性職員の割合が上昇傾向。

＜全職員＞

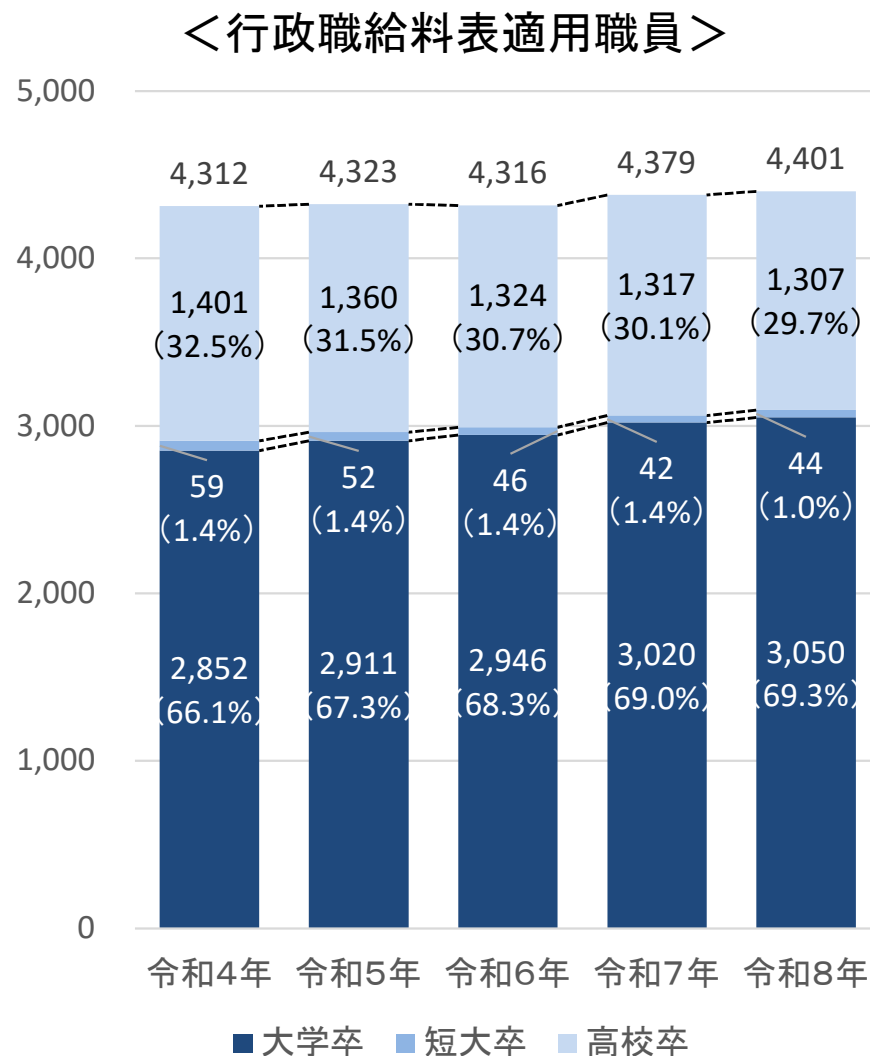
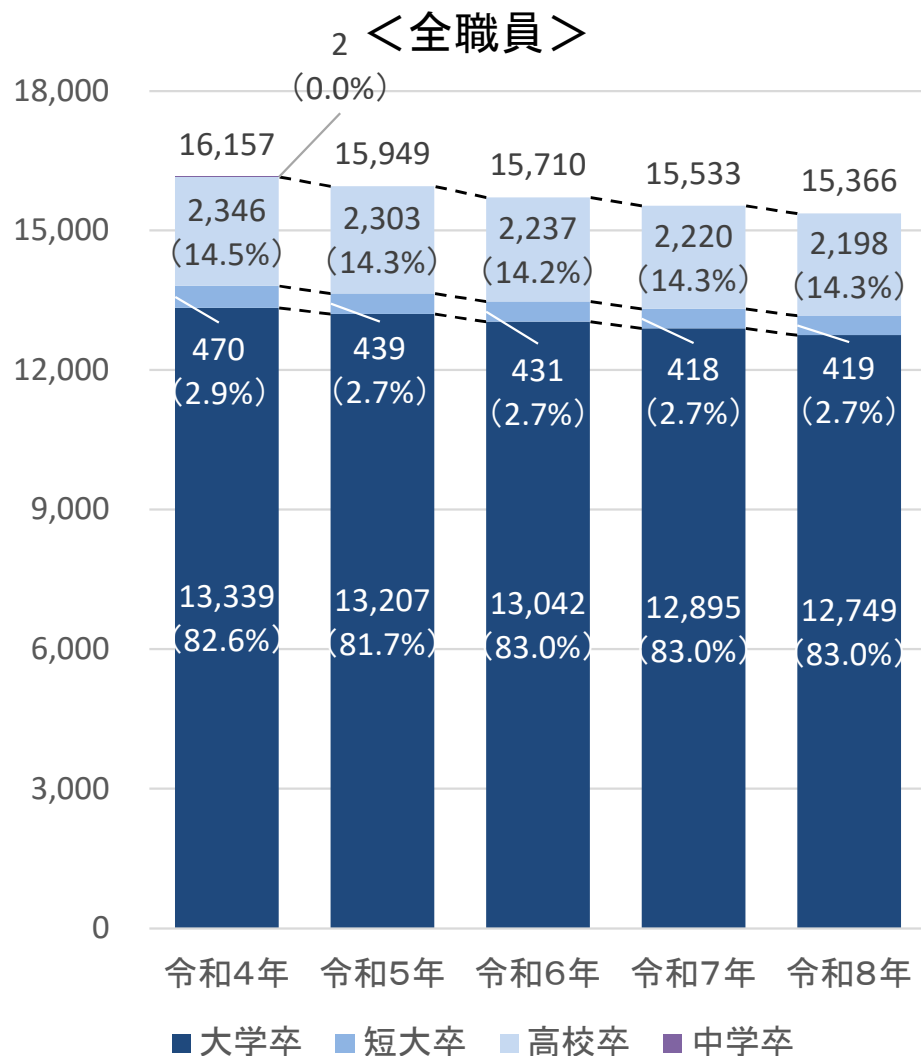


＜行政職給料表適用職員＞



4 学歴別職員数及び構成比

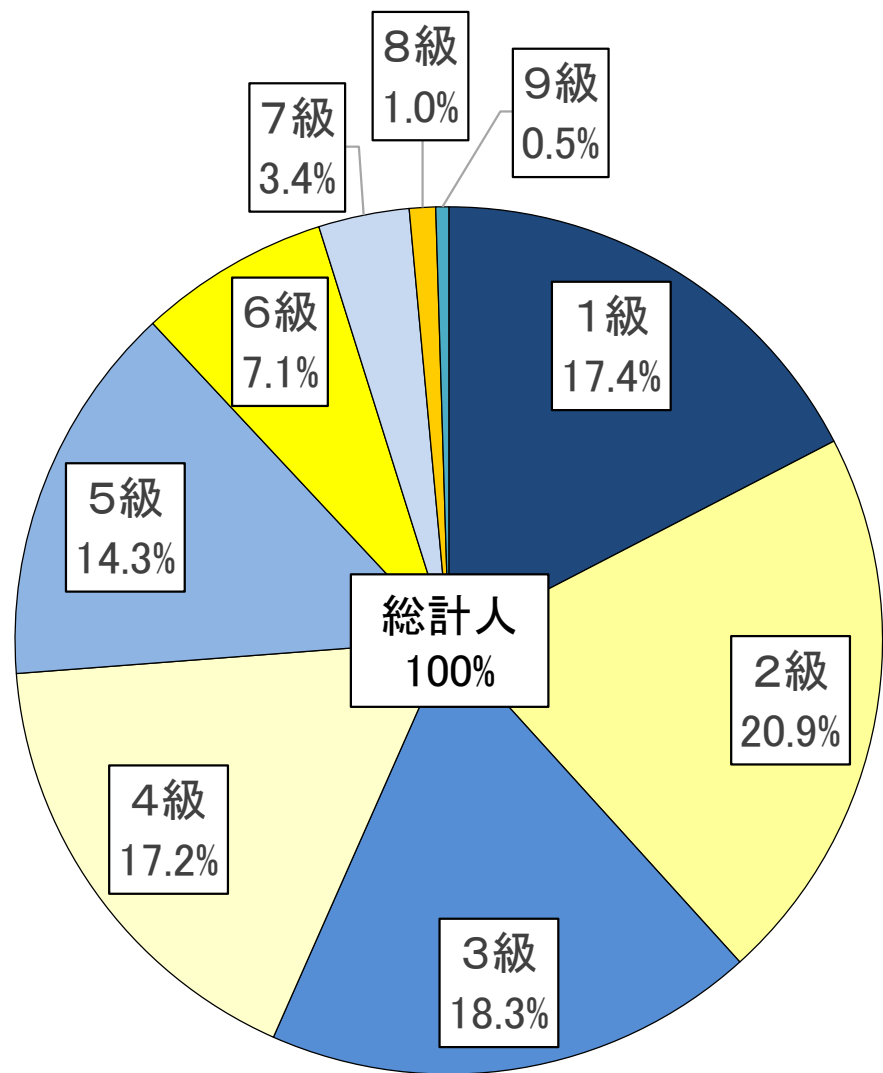
全職員の学歴別の人員構成比は、大学卒が83.0%、短大卒が2.7%、高校卒が14.3%となっており、構成比は概ね横ばいで推移。また、行政職給料表が適用される職員の学歴別の人員構成比は、大学卒が69.3%、短大卒が1.0%、高校卒が29.7%となっており、大学卒の割合が上昇傾向。



(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

5 行政職給料表の級別人員及び構成比

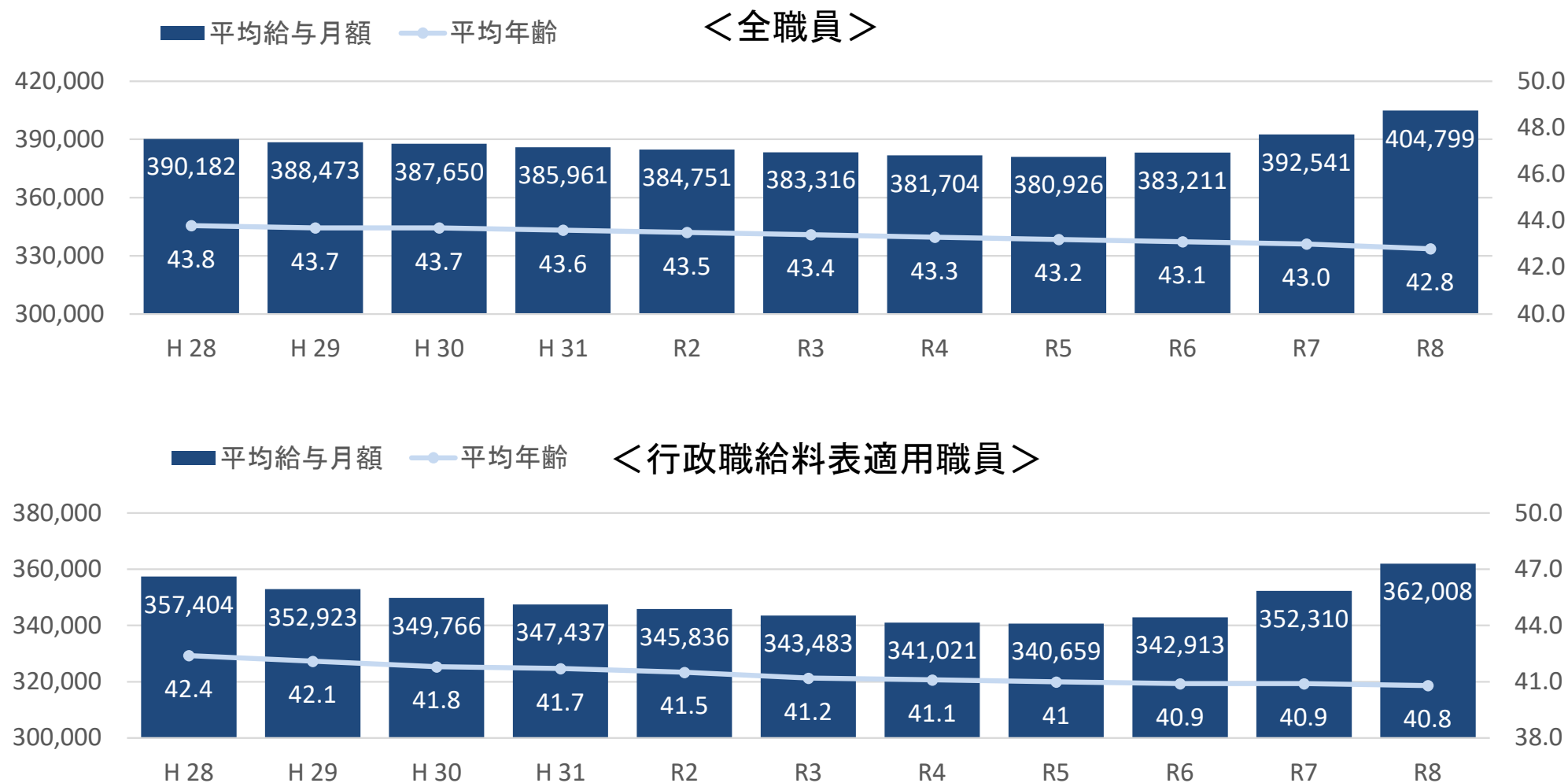
行政職給料表が適用される職員の級別の人員及び構成比は、以下のとおり。



	職位	人員
10級	部長	0人
9級		21人
8級	次長	43人
7級	課長	149人
6級	副参事	313人
5級	総括主幹	628人
4級	主幹	755人
3級	主査	807人
2級	主事	919人
1級		766人
総計		4,401人

6 平均給与月額及び平均年齢

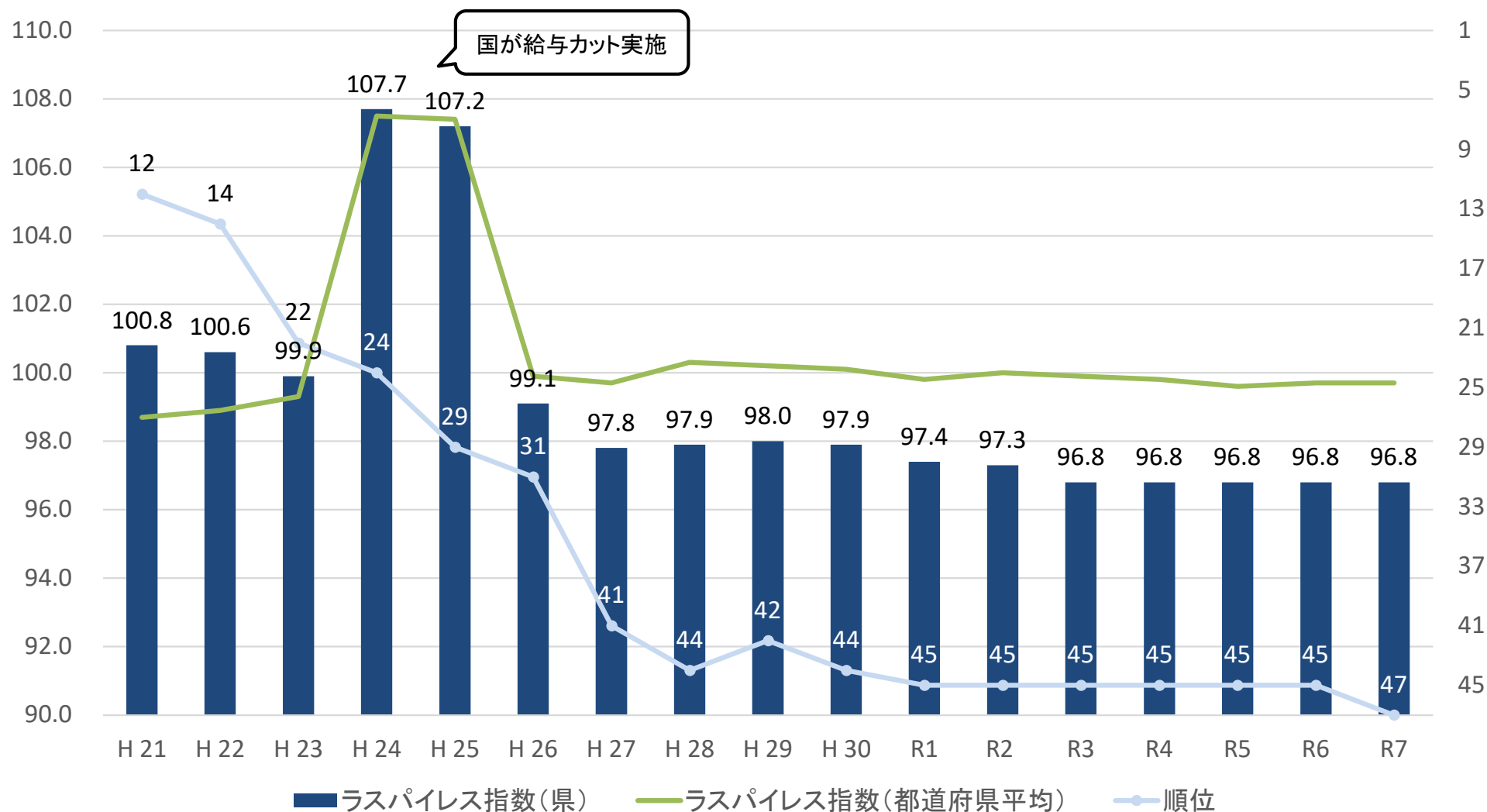
全職員の平均給与月額は404,799円で、令和7年に比べて12,258円増加。また、民間給与との比較の対象となる行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は362,008円で、令和7年に比べて9,698円増加。
平均年齢はいずれも低下傾向。



(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

7 国家公務員及び他の地方公共団体との比較

令和7年4月における給与水準について、国家公務員を100とした場合、本県職員のラスパレイス指数は96.8、都道府県職員のラスパレイス指数の平均は99.7となっており、指数・順位ともに低下傾向。



(注) 「ラスパレイス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、学歴別、経験年数別によるラスパレイス方式により、国家公務員を100として計算した指数であり、総務省が毎年4月1日現在の指数を公表している。